

## バイク置場ご利用いただく上での注意事項

当駐車場は賃貸住宅にお住まいの方が利用している駐車場です。

バイク置場をご利用いただく上で、下記の事項を必ずお守りいただくようよろしくお願い申し上げます。なお、迷惑行為等により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1. 必ず契約している区画番号に駐車してください。
2. 区画の枠からはみ出す車両は駐車しないでください。
3. 自転車、タイヤ、ホイール、荷物等契約車両以外のいかなるものについても、バイク置場内（区画内外）に置かないでください。万一契約車両以外のものを発見した場合は契約解除の上、弊社にて撤去及び処分し、後日費用を請求いたします。
4. 駐車場利用のお客様のご迷惑となりますので自動車・自動二輪等の通路等区画以外での不法駐車は絶対に行わないでください。
5. 居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・大音量での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないでください。
6. 契約している区画に他車が無断駐車している場合は、原則ご自分で警察へ連絡をし、対応してください。
7. 駐車場敷地内における盗難及び車両相互の接触、衝突、人的事故ならびに天災地変その他の不可抗力の事故によりご使用の車両等に損傷が生じても、当公社はその責を一切負いません。
8. 弊社都合により駐車区画を移動していただく場合がありますので、ご了承ください。
9. 契約書に記載の車種、車両登録番号（ナンバープレート）、住所、氏名及び契約申込時に登録の連絡先電話番号に変更が生じた場合は必ず弊社までご連絡ください。
10. 駐車場への出入りは別紙平面図の出入口をご利用ください。
11. 駐車場への出入口ゲートの通過には十分ご注意ください。
  - ◆パティオス9番街・13番街（オートチェーンバリカー）
    - ・鎖が下限位置まで下がり、チェーンバリカー本体の表示灯が緑に点灯していることを確認してから通過してください。車両通過後、鎖は約3秒後に自動上昇します。
    - ・鎖を下降させて約30秒経過しても車両が通過しない場合は、表示灯が赤点滅を始め、約3秒後に鎖が自動上昇します。鎖が下降してから15秒以上経過した場合は、再度リモコンのボタンを押してから通過してください。
    - ・鎖が下がっている場合でも、人などが通過した後で鎖が上がり始める場合がありますので、必ずリモコンのボタンを押してください。
12. その他、ご利用にあたり他のお客様並びに居住者の方への迷惑行為については、一切行わないでください。